

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から43年11月までの期間及び平成2年5月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年11月まで
② 平成2年5月から3年3月まで
③ 平成10年6月から12年3月まで

昭和36年に結婚した当初は、夫の実家に住んでいたが、私の国民年金保険料は掛けてもらえず、悔しい思いをしていた。44年に独立し、47年3月に会社を辞めた後、A市町村役場の窓口で国民年金に加入し、未納となっていた申立期間①の保険料をまとめて納付した。

平成になってからは生活も安定し、国民年金保険料も定期的に同役場に行き納付していた。しかし、平成3年10月に役場から送られてきた事務連絡票及び国民年金保険料の領収証書を見ると、元年6月から2年4月までの期間及び3年4月から4年3月までの期間の保険料を3年7月及び同年9月にまとめて納付したことになる。納付したこととされている銀行や郵便局に行った覚えは無い。また、納付したはずの申立期間②の保険料は未納になっており、なぜ同役場でこのような処理をしたのか不思議である。

申立期間①及び②の保険料が未納になっていることに納得がいかず、社会保険事務所に相談に行ったら、高齢任意加入という制度があるとの説明を受け、平成10年*月に任意加入した。社会保険事務所の記録では12年4月に再加入しているとのことだが、申立期間③について、任意加入をやめる手続をした記憶も無い。また、付加保険料も併せて納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が同期間の国民年金保険料を一括納付したと主張する時期は、第1回の特例納付が実施されていた時期であり、納付したとする金額も申立期間①の国民年金保険料を特例納付した場合の金額におおむね一致している。

また、申立人は、A市町村役場で国民年金に加入した時期、保険料の納付方法、当時の同役場国民年金担当職員の氏名など、申立期間①の保険料を納付するに至った経緯も含め具体的に主張しており、全体を通じてその主張に不自然さはみられない。

さらに、A市町村役場に対する調査結果から、当時、同役場では、特例納付の保険料を窓口で預かり、納入者に代わって金融機関等で払い込みを行っていたことがわかる上、申立人が実家に住んでいたころからの申立人の知人は、「当時、昭和47年ごろに国民年金に加入し、過去の未納保険料をさかのぼって納めたと申立人が言っていたことを記憶している。」と証言している。

- 2 申立期間②について、申立人が所持するA市町村役場B課発行の平成3年10月20日付けの事務連絡票及び当時の同課担当職員に対する聴取結果から、同課の国民年金担当職員が申立人から保険料を預かり、過年度保険料の納付書を同職員が作成し、申立人に代わり金融機関で保険料を納付した後、領収証書を申立人に送付する手続を行っていたことが確認できる。

また、A市町村役場が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間②の検認済記録欄には、保険料が納付されたことを示す「納」のゴム印が押された後、理由の付記も無いまま横線が引かれ、取り消されている事跡が確認できるなど、当時、同役場において、申立人に係る国民年金保険料納付記録の管理が適切に行われていなかった実態がうかがわれる。

さらに、申立人の平成2年度に係る住民税及び固定資産税の納付状況を見ると、未納無く納付されていることが確認できる上、申立期間②前後となる平成元年6月から2年4月までの期間及び3年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料が納付済みとされていることを踏まえると、申立期間②の保険料を納付したはずであるとの主張に不自然さはみられない。

- 3 しかしながら、申立期間③について、申立人は、「平成10年*月に高齢任意加入し、定額保険料に付加保険料を加えた1万2,400円をA市町村役場の窓口で納付していた。12年4月から再加入したことになっているが、途中で脱退の手続をした覚えは無い。」と主張しているが、社会保険庁及び同役場の記録では、申立人が当該期間について、国民年

金に高齡任意加入していた記録は確認できない。

また、申立人が記憶している保険料の金額は、申立期間③当時の国民年金保険料の金額とは相違している上、社会保険庁の記録では、申立人が国民年金に高齡任意加入している平成 10 年*月から同年 5 月までの期間及び 12 年 4 月から同年 12 月までの期間について、付加保険料を納付した記録は確認できないとともに、7 年 4 月から 10 年 1 月まで継続して定額保険料に加えて付加保険料を納付していることが確認できることから、申立人は、当該期間の付加保険料の納付と誤解している可能性がある。

さらに、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 43 年 11 月までの期間及び平成 2 年 5 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月から 57 年 6 月まで
② 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで

当時、父親から大学生であっても二十歳から国民年金に加入するよう勧められており、加入手続は父親が行ってくれたので詳しい時期は分からないが、二十歳になると同時に加入させてくれていたと思う。昭和 54 年 2 月から 56 年 3 月までの保険料は、私が大学を卒業して A 都道府県に帰ってきた 56 年 4 月から、父親から渡された納付書を持って B 公共施設に行き、私が分割で納めた。同年 4 月以降の保険料については、父親が納付書で納付してくれていたはずである。

未納期間があることに納得がいかないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、「父親が納付したはずである。」と主張するところ、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 59 年 7 月 3 日、資格取得は 54 年*月*日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、遡^{そきゅう}及取得した期間のうち、納付可能な過年度保険料について、申立期間②の直前の 57 年 7 月から 58 年 3 月までの期間は、59 年 10 月、同年 11 月、同年 12 月、60 年 1 月、同年 3 月及び同年 4 月に分割して納付し、直後の 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間は 60 年 9 月にまとめて納付していることが確認でき、同様に納付可能であった申立期間②の保険料を納付していないことは不自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、「父親が国民年金の加入手続を行ってくれていたはずである。昭和 54 年 2 月から 56 年 3 月までの国民

年金保険料は、大学を卒業してA都道府県に戻ってきた 56 年 4 月から、父親から渡された納付書を持ってB公共施設に行き、私が分割で納めた。同年 4 月以降の保険料については、父親が納付書で納付してくれていたと思う。」と主張しているところ、前述のとおり、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 7 月 3 日に払い出され、資格取得は 54 年*月*日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、申立人が、申立期間①の保険料を納付したと主張する 56 年 4 月当時、申立人は国民年金に加入していないため、同期間の保険料を納付することはできなかったものと推認されるとともに、納付済みとなっている 57 年 7 月から 58 年 3 月までの期間及び 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間の保険料を納付したと誤解している可能性がある。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの期間及び10年4月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から平成19年6月まで

昭和52年に離婚した当時、子供が二人おり、生活に余裕は無く、国民年金保険料を支払うことができなかつたため、55年以降のかなりの期間について、全額免除の申請をしていたと思う。当初の数年間は、近所に住んでいたと思われる女性が来宅した際に、免除申請書を記入していた記憶がある。平成6年*月の再婚後は、夫が夫の分と一緒に私の分も免除申請をしたと思うので、これらの期間を申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、「平成6年*月の再婚後は、夫が免除申請したはずである。」と主張するところ、社会保険庁の記録から、その夫は、平成8年4月から9年3月までの期間及び10年4月から14年3月までの期間について、申請免除期間となっていることが確認できる。

また、申立人は、再婚後、夫が免除申請していた当時、無職であったとしているところ、平成14年度以前の免除申請は、世帯単位で行うことが通例であったことを踏まえると、申立人の夫が申請免除期間となっているこれらの期間について、申立人の記録が、申請免除期間ではなく、未納期間とされているのは不自然である。

一方、申立人は、再婚する以前の期間について、「昭和55年以降のかなりの年数について、全額免除申請をしていたと思う。当初の数年間は、

近所に住んでいたと思われる女性が、毎年来宅した際に、免除申請書を記入していた記憶がある。」と主張するところ、その女性の氏名及び来宅時期等についての記憶は曖昧である上、女性が来訪しなくなった以降、市町村役場窓口で免除申請手続をしたことは無く、保険料が免除された場合に郵送される国民年金保険料免除申請承認通知書を受け取った記憶も無いとしている。

また、昭和 55 年 4 月から平成 6 年 7 月までの期間において、申立人が免除申請をしていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、これら 172 か月の長期間に及ぶすべての期間において、社会保険庁と A 市町村における申立人の申請免除記録が欠落したままとなっていたとは考え難い。

さらに、申立人は、平成 6 年 * 月に再婚した以降の期間について、申立人の夫が申請免除されていない期間についても夫が免除申請していたと主張しているが、これらの期間については、夫も未納であり、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 8 年 4 月から 9 年 3 月までの期間及び 10 年 4 月から 14 年 3 月までの期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は23年3月1日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年11月までを20円、20年12月から21年3月までを30円、21年4月から同年11月までを60円、21年12月から22年5月までを120円、22年6月から23年2月までを300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から23年3月1日まで
申立期間において、B市町村にあったA株式会社のC工場に勤務していた。当時、工場の寄宿舍と一緒に住んでいた8人の同僚の名前も覚えている。証拠となるものは何も無いが、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA株式会社において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる上、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録により、同社において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が昭和19年7月1日（被保険者期間に算入されるのは、厚生年金保険法が施行され厚生年金保険料の徴収が開始された昭和19年10月1日からである。）から昭和23年3月1日までの期間は、同社に勤務し厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保

険者台帳の記録から、昭和19年10月から20年11月までを20円、20年12月から21年3月までを30円、21年4月から同年11月までを60円、21年12月から22年5月までを120円、22年6月から23年2月までを300円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年7月から同年9月までを26万円、同年10月を28万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年7月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、当初、平成5年11月30日（その後取消処理され、最終的には平成6年1月5日）付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、申立人に係る社会保険庁の

記録から、5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

また、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち91人が同年4月30日に遡及喪失^{そきゆう}処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年7月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を当初、遡及^{そきゆう}して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年7月から同年9月までは26万円、同年10月は28万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和62年3月3日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成14年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成6年1月5日に5年7月30日に遡及^{そきゆう}して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年4月1日まで

A株式会社で部長として勤務していたが、退職する1年ぐらい前から給料の遅配があった。当時、会社の経営状況は良くなく、厚生年金保険料等の滞納があったようで、社会保険事務所の職員が会社に督促に来ている様子を何度か見た。会社からの説明は一切無く、どうして自分の標準報酬月額が引き下げられたのか分からないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA株式会社における資格喪失日は平成7年4月1日、申立期間に係る標準報酬月額は10万4,000円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初26万円とされていたところ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年11月1日）の後の平成7年11月14日付けで、7年1月1日に遡^{そきゆう}及して10万4,000円に訂正されていることが確認できる上、申立人以外の7人についても、申立人と同様に7年11月14日付けで遡^{そきゆう}及して標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年1月1日から同年4月1日までの標準報酬月額を10万4,000円とする訂正処理を7年11月14日付けで遡^{そきゆう}及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月

平成元年7月分の国民年金保険料については、当時、A市町村役場職員の指示に従って、銀行の窓口で納付した記憶がある。何度か離職したことがあるが、その都度、国民年金への切替えをしており、平成元年7月分のみ保険料を納付していないのは、甚だ不自然である。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成元年7月20日にB株式会社を退職後、A市町村役場の窓口で国民年金の加入手続きを行い、銀行の窓口で申立期間の保険料を納付した。」と主張しているところ、社会保険庁の記録では、申立人は、平成元年1月21日に国民年金の被保険者資格を喪失して以降、3年5月1日に被保険者資格を再取得するまで、国民年金に加入した記録は無く、申立期間は国民年金に未加入の期間となっており、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成元年7月21日にB株式会社にて健康保険の被保険者資格を喪失した後、同日から次の事業所に就職する同年8月31日までの期間について、健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できるが、A市町村では、「国民年金の加入勧奨は、通常、国民健康保険加入者を対象として行うため、健康保険の任意継続被保険

者に対する加入勧奨は行っていなかったと考えられる。」としている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金加入及び保険料納付に関する記憶は曖昧であり、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 5 年 5 月 1 日まで

A校在学中に、B市町村内にあるC事業所及びD事業所に勤務していた。平成5年5月1日から勤務したD事業所では厚生年金保険の加入記録があるのに、C事業所に勤務していた申立期間については、加入記録が無いのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA校の回答並びに当時の同僚の証言から、申立人が申立期間について、C事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人と一緒にC事業所に勤務していた同僚一人は、「C事業所では、A校の学生は、厚生年金保険に加入させていないため、必要があれば国民年金に加入するよう説明があった。」とし、当時の上司は、「学生は厚生年金保険に未加入で、健康保険はE国民健康保険に加入していたと記憶している。元事務担当者にも確認したが、同様の答えだった。」と証言している上、申立期間当時、申立人と同様に、A校在学中にC事業所に勤務していた同僚二人についても、同事業所での厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、F国民健康保険組合では、「本組合員は、原則、国民年金に加入することとなる。」としているところ、申立人は、平成4年7月16日から5年4月30日までの期間について、同組合に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、当時の勤務時間について、「平日は8時半から12時まで、土曜日は8時半から17時までの勤務だった。平日の午後は、学校に通っていた。」と供述しており、所定の労働時間が通常の就労者の4

分の3を満たしておらず、厚生年金保険の被保険者とすべき常用的使用関係にはなかったものと推認される。

加えて、社会保険庁のオンライン記録には、C事業所における申立人の加入記録は無く、整理番号に欠番もみられないほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月から 28 年 12 月 10 日まで
A株式会社では、昭和 27 年 4 月から働いていたが、厚生年金保険の加入が入社時からでなく、20 か月経過した 28 年 12 月からとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が、申立期間当時、A株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時、申立人の同僚は、昭和 26 年 4 月に入社したとしているが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険には 20 か月後の 27 年 12 月 1 日に加入していることが確認できる上、A株式会社のB工場で仕事をしていた複数の同僚も、入社してから 17 か月以上経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認できるなど、当時、同事業所では、勤務してから一定期間経過した後に従業員を社会保険に加入させていたことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の加入記録は、昭和 28 年 12 月 10 日から 29 年 5 月 10 日までの期間以外には無く、健康保険の記号番号に欠番もみられない上、申立人は、申立期間当時、健康保険証を受け取った記憶が無いとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 48 年 4 月から同年 11 月末まで、株式会社Aに正社員として勤務していた。35 年以上も前のことなので、給与明細書等の書類は無いが、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が、申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aでは、「当時、試用期間が6か月あり、その期間は社会保険には加入させていなかった。」と回答している上、申立人の当時の同僚は、「自分は、(申立人と同様に)昭和48年4月に正社員として採用されたが、試用期間を経て、同年10月に厚生年金保険に加入した。人によっては試用期間が6か月以上の者もいた。」と証言しており、当時、同事業所においては、一定期間の試用期間を経てから従業員を社会保険に加入させていたことがうかがわれる。

また、社会保険庁の株式会社Aに係るオンライン記録を調査したが、同事業所において昭和48年中に厚生年金保険被保険者資格を取得した12人の中に申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない上、申立人は、申立期間当時、健康保険証を受け取った記憶が無いとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。